

全国通訳案内士登録申請書類一覧表（都内在住者用）

東京都

必要書類／申請区分	新規	変更届出	再交付	備 考						
① 申請書又は届出書 (様式あり)	○	○	○							
② 「健康診断書」 (様式あり)	○			医師法（昭和23年法律第201号）による医師免許の交付を受けた者による診断書（署名・捺印）で、3か月以内に発行したもの。						
③ 合格証書 写し	○	(○) ※1	○	合格後に氏名変更がある場合、戸籍抄本（3か月以内発行）を添付。 ※1 他道府県から都内に転居した方のみ必要。						
④ 誓約書面 (様式あり)	○			・氏名は自署すること。 ・通訳案内士法第4条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面。						
⑤ 写真(2枚) 注 複数言語申請の場合は、各言語につき2枚	○	○	○	・最近6か月以内に撮影したもの ・無帽、正面、上三分身、無背景 ・縦 3cm×横2.4cm モノクロ、カラーどちらでも可 ・裏面に氏名を記入のこと。						
⑥ 全国通訳案内士登録証		○	(○) ※2	※2 亡失（紛失）の場合は、理由書を添付。						
⑦ 変更した事実を証する書類		○ ※3		(例) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>変更事由</th> <th>必要書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住所変更</td> <td>住民票(3か月以内発行)※3</td> </tr> <tr> <td>氏名変更</td> <td>戸籍抄本(3か月以内発行)</td> </tr> </tbody> </table> ※3 住民基本台帳ネットワークシステムにより、本人情報の確認を受ける場合は、添付不要。	変更事由	必要書類	住所変更	住民票(3か月以内発行)※3	氏名変更	戸籍抄本(3か月以内発行)
変更事由	必要書類									
住所変更	住民票(3か月以内発行)※3									
氏名変更	戸籍抄本(3か月以内発行)									
⑧ 住民票 注 マイナンバーが記載されている住民票は不可	○ ※3			3か月以内に発行されたもの 上記⑦※3に同じ						
⑨ 手数料(円) 注 複数言語申請の場合は、言語ごとに必要。	5,100	4,000	4,000	現金又はクレジットカードによる納付が可能 ※釣銭のないようにお願いします。						

1 平成18年4月1日法改正により、法改正前に交付した「通訳案内業免許証」は「通訳案内士登録証」とみなします。

2 平成30年1月4日法改正により、法改正前に交付した「通訳案内士登録証」は「全国通訳案内士登録証」とみなします。

<旧免許証の有効期限>昭和58年12月10日法改正

交付時期	有効期限	摘 要
58.12.10 以後	なし	(1)そのまま有効 (2)希望者 → 再交付申請（要問い合わせ）
58.12.9 以前	58.12.10～63.12.9	
	58.12.9 以前	新規申請

※ 様式は、東京都産業労働局HPからダウンロードできます。